

います。

以上でございます。

副議長（松尾敬一君） 次は、43番山本誠一議員。

〔山本誠一君登壇〕

43番（山本誠一君） 日本共産党の山本誠一です。

質問通告に基づいて、市町村合併、消費者金融被害対策、国保事業、漁業振興等について質問しますので、市長並びに関係理事者の誠意ある答弁を求めるものであります。

第1に、市町村合併について。

市町村合併問題は今、地方政治の最大の争点となっています。長崎でも、ことしの1月29日に長崎市と周辺11町による長崎地域任意合併協議会が発足しました。しかし、今回の市町村合併の動きは、住民自治の主体者である地域住民の意思から生まれたものでも、団体自治の担い手である地方自治体の意思から生まれたものでもなく、国による上からの押しつけによるものです。このこと自体、日本国憲法がうたう地方自治の本旨に真っ向から反するものと言わざるを得ません。全国町村会が国による合併の強制に反対しているのは当然のことです。

日本共産党が今の国による市町村合併の推進を批判しているのは、1つは、市町村合併によって自治体リストラを進め、中長期的には国の地方への財政支出の大幅な削減を図りつつ、一方、大型開発をより効率的に進められる体制づくりを狙っていること。2つには、自主的な市町村合併といいつつ、実際は国による押しつけ、強力な誘導策であり、地方自治の精神に反するものだからです。

国や財界などが市町村合併によって狙っているのは、安上がりで財界に都合のよい自治体づくり、財界本位の自治体再編です。それは1980年代後半から急速に進んだ自治体の開発会社化、すなわち大型開発優先路線を今の国と地方の財政危機のもとで新たに進めること。同時に、国から地方への財政支出を中長期の展望で大幅に削減することにあります。

今の地方財政危機の最大の要因は、公共事業の急速な拡大にあったことは明らかです。しかし、国や財界の基本的な立場は、この路線を転換するのではなく、開発型の大型公共事業を中心に引き

続き継続しようというものです。

一方、国による自治体リストラの政策を受けて、本来、自治体の最大の使命であり、仕事である住民の福祉や医療などの切り捨てが進められています。介護保険でも、高齢者介護の措置制度の廃止を伴って創設され、保育の分野でも措置が法文上は削除されました。長崎市を初め各地で公立保育所の民間移譲や民営化が進められ、公立病院などの経営からの撤退の動きさえ始まっています。これらは自治体の開発会社化の新たな段階、住民福祉の増進という自治体本来の使命と仕事の放棄につながるものです。

総務省の合併協議会マニュアルでも、「今後の財政構造改革のためにも、市町村合併により、地方行政のスリム化に努める必要がある。市町村合併は画期的な行政改革手法」とはっきり書かれています。総務省は、市町村合併によって、3,200余の市町村が1,000程度になれば、地方財政は4兆円から5兆円削減できると試算しています。さらに、今の都道府県を事実上なくして、全国を7から10程度にする道州制まで浮上しています。

以上、市町村合併をめぐる問題点を指摘し、質問いたします。

(1) 去る4月16日の長崎地域任意合併協議会幹事会における長崎市の広域行政見直し発言は、関係町に大きな衝撃と怒りを与え、対等平等の立場での合併論議ができなくなったとの強い不信感が表明されましたが、この問題の今後の対応について明らかにしていただきたい。

(2) 市町村合併問題を考える基本的な立場は、住民の利益を守ること、住民の自治を広げ、尊重するという見地を貫くことだと考えますが、今進められている合併による住民への影響をどのように考えておられるのか、明らかにしていただきたい。

第2の質問は、消費者金融被害対策について。

小泉内閣の「痛みを伴う構造改革」は、長年のバブル不況に追い打ちをかけ、リストラ、失業、倒産などが増加し、社会は荒廃し、社会的弱者は自殺、蒸発、生活破壊など、耐えがたい苦痛を受けています。高金利、過剰融資、強行取り立てにより多重債務者を生活破壊に追い込み、自己破産者が年間13万人を超え、経済苦による自殺者が年

間6,000人を超え、借金を原因とする犯罪者が急増するなど、深刻な社会問題となっています。

長崎県警が発表した自殺統計を見ても、平成13年の県内の自殺者は402人に上り、年齢別では、40代、50代が全体の約5割を占めています。自殺の原因は、3人に1人が経済苦といわれています。

長崎地方裁判所が取り扱った自己破産の受理件数も年々ふえ、平成13年度は1,535件で、5年前に比べて2倍、10年前に比べると7倍にもなっています。

こうした中で、全国的にも日栄・商工ファンドなどの商工ローンは、中小零細業者を食い物にし、大手消費者金融は消費者に高利で過剰融資を続け、空前の暴利を稼いでいます。その上、返済に窮した債務者の弱みにつけ込んで、いわゆるシステム金融やトイチ、トサンと呼ばれる高利のヤミ金融がふえ、長崎市内でもガードレールなど至るところに違法広告が張り出されています。

資金繰りに逼迫している中小零細業者などに携帯電話などで融資勧誘を行い、返済に窮した債務者を一気に最悪の事態に追い込むなどの悲劇が続発しています。こうした無法な事態に対して取り締まりが放置されているばかりか、テレビ、ラジオ、新聞紙上にコマーシャルを大量に流し続けるなど、マスコミもこれらの高利貸しのもたらす社会的悲劇に目を覆い、彼らの違法営業や誇大な広告を社会的に容認・助長している事態にあります。多重債務は、もちろん個人の責任の問題です。しかし、深刻な不況のもとで、リストラ、失業、倒産などによって多重債務に陥る個々の原因に対する行政サービスの遅れが多重債務を生んでいる現実であることを直視し、ヤミ金融、高利貸し被害をなくすための行政の対策が緊急に求められています。

そこで、次の3点について質問いたします。

(1) 市民、消費者を保護する立場から、長崎市の消費者センターの相談窓口業務の専門職員の体制を強化し、相談業務を拡充すること。

(2) 消費者金融被害に対して、弁護士会や司法書士会、消費者センターなどの被害救済部門と監督官庁及び警察の取り締まり部門などと連携した体制をつくること。

(3) 未組織労働者の緊急融資に対応するために

つくられた長崎市勤労者福祉資金融資制度を再度実施すること。

第3の質問は、国民健康保険事業について。

小泉内閣は、空前の国民負担増を盛り込んだ医療制度の大改悪を今国会で強行しようとしています。医療制度がどうなるかは、国民にとって命と健康に直接かかわる問題です。国民にとって命綱とも言うべき医療制度の大改悪を深刻な不況のもとで強行することは、国民の暮らしと健康をますます悪化させることは明らかです。

今回の改悪は、医療費への国庫負担を減らすために患者や国民に負担を押しつける計画です。しかし、老人医療費への国庫負担率は、この20年間で45%から32%まで引き下げられてきました。国民健康保険への国庫負担も、1984年の改悪で45%から38.5%に削減されたままになっています。国庫負担の削減こそが、老人医療費の連続値上げと高過ぎる国民健康保険税の元凶であることは明らかです。

今、国と自治体に求められていることは、病気の予防、早期発見・早期治療を保障する体制を確立することです。そのためには、窓口負担の軽減が必要です。

長野県では、1人当たりの老人医療費は全国最低で、平均寿命は男性が全国1位、女性が4位です。さまざまな要因がありますが、国保の3割自己負担を軽減している自治体が19町村に広がっていることが医療費の節減につながっていると、多くの関係者は指摘しています。長野県下の町村を初め名古屋市などで実施されている国保負担の軽減措置を全国の自治体に広げるとともに、国の制度として国保の2割負担を早期に実現させることが重要です。もし他の県が長野県のようになれば、全国で2兆円以上の医療費節約になると専門家は指摘しています。また、長野県では、保健師の数が人口10万人対比で全国4位、住民のほぼ2,200人に1人が活動しています。長崎市の5倍以上の保健師が配置されているのです。保健師の大幅増員で、保健予防、早期発見・早期治療こそ、国民の健康と医療保険を真に両立させる道であることは明らかです。

そこで、質問いたします。

(1) 長野県内や名古屋市などが行っているよう

に、国民健康保険の3割自己負担を軽減し、保健予防に力を入れ、市民の健康を守るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

(2) 国民健康保険税の滞納者に発行されている資格証明書は、市民の受診の機会を奪い、結果的に重症患者をふやし、市民の命を削り、国保財政を悪化させる原因になるために中止すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、漁業振興について。

諫早湾干拓の堤防が閉め切られて5年が経過しました。この間に有明海的环境はますます悪化し、昨年の養殖ノリの大凶作を初めタイラギやアサリの死滅、漁獲量全体の激減など大きな被害が出ています。

農林水産省の有明海ノリ不作等対策調査委員会が昨年12月に発表した見解では、諫早湾干拓事業は重要な環境要因である流動及び負荷を変化させ、諫早湾のみならず有明海全体の環境に影響を与えていると想定されるとして、干拓事業が有明海の環境に影響を与えていることを初めて公式に指摘しました。その中で、干拓による貧酸素水塊や赤潮の発生、底質の変化がタイラギやアサリ死滅の原因に初めて言及しています。諫早湾干拓が環境悪化の原因になっていることがいよいよ明らかになり、漁民を初め県民の干拓中止を求める世論が一層高まっています。

そこで、質問いたします。

1点目は、有明海に隣接し、本市の主要な漁場である橘湾における漁獲量の推移と、特に島原半島の早崎瀬戸が産卵場といわれるトラフグの漁獲量の動向について明らかにしていただきたい。

また、県が実施している有明海の汚染と橘湾への影響についての調査の状況についてお聞かせください。

2点目は、漁協に対する指導・監査のあり方について。茂木漁協における利子補給補助金の流用問題のその後の経過と再発防止の確立、漁協に対する県の常例検査への市の立ち会い状況について明らかにしていただきたい。

あわせて、橘湾における海砂の採取量の精査について明らかにしていただきたいと思います。

以上で本壇からの質問を終わります。

= (降壇) =

副議長（松尾敬一君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 山本誠一議員のご質問にお答えをいたします。

まず、市町村合併の件でございますが、広域行政の問題と市町村合併との関係についてでございますが、ご承知のとおり、長崎市と西彼杵郡の10町とは、昭和48年に長崎地域広域市町村圏協議会を設置いたしまして、圏域全体の振興整備を進めるために共同して圏域の基本構想、基本計画を定め、それぞれの立場を尊重しつつも、一体となった地域の発展を目指した取り組みを行ってまいったところであります。

特に、圏域の中核的な都市であります長崎市は、消防あるいは救急の事務を10町から委託を受ける方式によりまして、本市の消防職員を圏域内の出張所等に常駐をしていただきまして、近隣町での消防活動や救助活動に備える体制を取ってきたところであります。

また、火葬場でございますが、昭和53年度に完了した現葬斎場の全面建て替えを契機とし、町独自で設置している自治体を除き、10町のうち8つの町から建設時の工事費の一部負担金を初め毎年度の実績などに応じた負担金をいただくことを条件に、長崎市民と同じ額の使用料を設定することにより、市民以外の方の使用料の5分の1の負担で済むような、そのような取り組みを今日まで続けてきているところであります。

この広域圏において積み重ねてまいりました広域行政の実績を踏まえて、現在、任意合併協議会の中で、市町村合併について鋭意協議中でありますが、市町村合併は単に行政区域を変更し、または拡大するというものではありません。

本格的に地方分権の時代を迎え、市町村は自己責任、自己決定の原則のもとに、地域の実情に即した主体的な政策決定が求められておりまして、また、厳しい財政状況の中で政策課題を解決していくための行財政基盤を強化することが求められているところであります。

したがって、今後の合併協議の結果、複数の町が合併して新たな市をつくる場合には、当然のことながら、自立できる行政体制が整ったものと考えざるべきではなからうかと思っております。そのた

めに新しい市が行うべき行政サービスを確実に実施できるのかどうか、そのような見極めは合併前に検討されてしかるべきではなからうかというふうに考えております。

現在、近隣の町では、複数の合併協議会へ参加しているところもあり、今後の協議次第では、複数の市が誕生する場合も十分考えられる状況にあります。

このようなことから、住民にこの問題を正しく理解していただくためにも、今の段階からこの広域行政のあり方を合併協議の俎上に乗せて十分議論を尽くすことが大事ではなからうかというふうに考えているところであります。

長崎市といたしましては、この市町村合併に関しましては、30年にも及ぶ広域行政の実績、先ほどの長崎地域広域市町村圏でございますが、実績を踏まえますと、やはり今の1市10町で大きくとらえて、1つの市として活力あふれるまちづくりの第一歩として進めていくことも、一つの考え方ではないかというふうに考えているところでございます。

30年前の時代と比べますと、住民の生活圏あるいは経済圏は、1市10町で一体のものとなっているものと考えますが、このような実情を踏まえるとともに、今後の厳しい地方財政の状況を考え合わせますと、効率的な行政運営のために、地方自治体みずからも何らかの改革を進めていくべきところにきているのではないかというふうに考えているところであります。

以上、申し上げましたような観点から、今回の合併問題は避けては通れない地方行政の重要課題であると同時に、このような趣旨から、今回提案しております広域行政の再検討は、合併問題とあわせて検討すべき課題であると考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

次に、合併に伴う住民への影響の問題についてでございますが、これまでも合併した全国の事例から貴重な教訓を得ることができ、これらを参考としながら、合併のデメリットとして考えられることにつきましては極力なくすように、皆さんと一緒に努力をし、その上で住民にとって一番望ましい形で合併を進めていかなければならないとい

うふうに考えているところであります。また、そのためにも住民の意向を十分把握するための工夫をしなければならないものであります。

合併で住民に大きな影響があるといわれている問題を考えてみますと、例えば行政の規模が大きくなると地域の実情に即したきめ細やかな行政サービスができなくなるということもありますが、市役所の本庁でしか処理できない業務というものを極力見直しをすることによりまして、住民の日常生活にかかわる業務につきましては、従来の役場に事務処理の権限を委任するなどの工夫をし、このような問題を解決できるのではないかというふうに考えております。

さらに、合併に伴って住民負担がふえるのではないかというご意見もあるのも承知をしております。特に、小規模な自治体にとりましては、地方財政が厳しさを増す中で、小規模市町村に対する地方交付税の優遇措置の見直しの影響が避けられない状況にありまして、その結果として、行政コストと受益者負担の関係の見直しが避けられないのではないかとおられます。つまり、今現在の負担と給付の水準がこの先、少子・高齢化がもっと進む20年後も変わらないという保障はないのではないかと考えられるところであります。

今、合併問題を真剣に議論しているのは、10年後、20年後の暮らしがどうなるのか、そのような将来をしっかりと見据えた議論をしていくことが必要ではなからうかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、地方分権の時代に入り、地方自治体は自己決定の裁量がふえた反面、自己責任も問われることとなりますので、今後の社会経済の状況を考えますと、市町村合併という選択肢も真剣に検討されてしかるべきでありまして、関係する自治体の皆様方と悔いの残らないような形の協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思います。

他の件につきましては、それぞれ所管の方からお答えいたしたいと思います。＝（降壇）＝
市民生活部長（妹尾芳郎君） 山本議員ご質問の第2項目目、消費者金融被害対策についてのうち、第1点目の消費者センター相談窓口業務の拡充に

についてお答えを申し上げます。

本市の消費者センターにおきましては、消費者保護基本法に基づく消費生活に関する相談業務を所管いたしております。あわせて、悪徳商法の被害に遭わない賢い消費者を育成することを目的として、1月号を除く毎月の広報ながさきに「役に立つ！消費生活百科」を掲載するとともに、卒業を控えた高校、短大、大学及び自治会などの団体を対象とした消費者センター独自の事業として、消費生活出前講座を実施いたしております。平成13年度は53回実施し、4,650名の方が受講されました。

さて、近年の高齢化、情報化、国際化などの社会情勢の変化に加えまして、規制緩和の推進で消費者を取り巻く環境は大きく変化し、消費者ニーズも多様化・高度化してきております。

このような中で、消費者センターにおける平成13年度の相談件数は3,250件と過去最高を記録し、前年度比3.3%、件数にしまして103件の増となっております。この件数の増加は、インターネットや携帯電話の普及に伴いまして、それらに関連する相談が増加したことによるものでありまして、増加を続ける相談件数に対応するために、平成12年5月、消費生活専門相談員を3名から4名へ増員いたしましたところでございます。

このうち、議員ご質問の消費者金融被害、いわゆるサラ金、フリーローンに関する相談件数は596件で、前年度比24.4%、件数にして167件の増となっております。これは金利が高く、返済しても元金が減らないなどの多重債務に関する相談が大多数を占めている状況でございます。

消費者センターでは、通常の消費生活に関する相談の場合は、特定商取引法及び消費者契約法に基づく助言を行ったり、消費者と事業者の間に入りまして、具体的な解決に向けたあっせんなどを行っております。しかしながら、消費者金融被害に対する相談の場合は、1つ、新たな借り入れをするのではなく、債務整理を考えるように助言をいたします。2つ目に、全体の借入額を確認する方法として、信用情報機関の連絡先を提供いたしております。3つ目に、具体的な債務整理の方法を助言いたしております。4つ目は、弁護士などの専門家への相談を進めるといったような助言を

行っている状況でございます。

また、消費者金融被害に対する今後の対策といたしまして、平成13年10月に設置されました長崎地方裁判所管内の長崎地方法務局、長崎県弁護士会、長崎県警察本部及び近隣10町を含む22機関で構成をいたします相談窓口に関する関係機関との打合せ会との連携を強化し、相談される市民の方々に対し、よりの確な助言などを行うことができるよう、さらに努力してまいりたいと考えております。

続きまして、質問3項目目の国民健康保険事業についてお答えを申し上げます。

第1点目の医療費自己負担の軽減についてでございますが、医療費の自己負担、いわゆる一部負担金は、一般に乱受診を防止し、保険財政に対する負担を軽減するため、医療費の一部を被保険者に負担していただく制度として、医療保険各制度において採用をされております。

一部負担金制度は、被保険者の保険税負担能力、保険者や国の財政力に対応して、医学・薬学の進歩、医療における技術革新などにより高度化する医療水準を維持しつつ、医療保険を発展させていくために必要なものであり、また、医療を受ける被保険者と健康な被保険者の間における公平の観点からも必要なものでございます。

国保における一部負担金は、定率負担方式をとり、支払い方法は窓口払いを原則としており、その負担割合は、現在、3割及び2割と法で定められております。しかし、保険者は政令で定める一定の場合においては、条例で当該割合を引き下げることが認められており、平成13年4月1日現在で、全国3,238市町村のうち、13市町村が一部負担金の割合を引き下げております。

一部負担金の軽減につきましては、その引き下げに相当する財源は保険税により負担することになります。また、一部負担金を引き下げることによりまして、診療が受けやすくなる側面がありますが、一般的に受診率が高くなる傾向が認められております。増加した医療費をそのままにして国庫支出金を算定いたしますと、他の保険者との公平性を欠くこととなりますので、国においては、増加相当分の医療費がないものとして国庫支出金を算定し、配分上の公平を図ることとなっております。

ます。

負担割合の引き下げは、保険財政に重大な影響を及ぼす国保事業の基本事項でございますので、国保財政の健全性を損なうおそれがないと認められる場合に限定されております。

先ほど述べましたように、引き下げの財源は保険税により賄うこととなり、また、国庫支出金が一部減額されるという国保財政に多大な影響を及ぼすこととなりますので、一部負担金の引き下げは困難であると判断をいたしております。

次に、2点目の資格証明書についてでございますが、国民健康保険は、被保険者全体の相互扶助で成り立つ社会保険制度であり、その財源となります保険税の収納確保は、国保制度を維持していく上で、また、被保険者間の負担の公平を図るといった観点からも極めて重要な課題であります。

こうした中で、平成12年度から介護保険の導入を機に、保険税滞納者に対する実効的な対策を講じる観点から、保険税を滞納している世帯に対し、災害その他政令で定める特別の事情があると保険者が認める場合を除き、保険者は被保険者証の返還を求めるとともに、資格証明書の交付を行うこととされたところであります。資格証明書は、平成12年度分の国保税から対象とされ、納期限から1年を経過しても、なお保険税を納付しない場合において交付が義務づけられておりますが、資格証明書の交付につきましては、老人保健の対象者、原爆被爆者及び厚生労働省令で定める公費負担医療の対象者は適用を除外されており、また、災害等の特別の事情がある者については、その旨の届書を提出していただき、さらに特別の事情が認められなかった場合等においては、弁明の機会を付与するなど、やむを得ない事情の考慮をすることとなっております。

本年4月末における資格証明書の交付世帯は627世帯ですが、その状況につきましては、納期限から1年を経過しても保険税を納付していない世帯が5,158世帯、そのうち国保資格喪失・国保税納入などにより非該当となった世帯が843世帯、老人保健法等による適用除外世帯が397世帯、また、納税相談等実施の結果、保険税を納付できない特別の事情があるというふうに認められる世帯が3,291世帯となっております。

資格証明書の交付に際しましては、納期限から1年を経過したことをもって画一的に交付するのではなく、その世帯の生活状況等を十分に把握し、特別の事情を勘案した上で、国保税の負担能力があるにもかかわらず、督促や催告を行っても納税相談や指導に一向に応じないような、いわゆる悪質滞納者に対して交付することといたしており、資格証明書を交付することにより診療費が支払えず、医療機関等を受診できないなどのケースを極力つくらぬよう事務をとり行っております。

今後とも、資格証明書の交付に当たりましては、十分検討を重ね、慎重に対応してまいり所存でございます。

以上でございます。

商工部長（石崎喜仁君） 消費者金融被害対策の中の2点目、勤労者福祉融資制度についてお答えいたします。

本市の勤労者向けの貸付制度につきましては、長崎県勤労者信用基金協会の保証をもとに、長崎県の制度とあわせまして、昭和52年4月1日に未組織労働者の緊急な資金の調達に対応する制度といたしまして、長崎市勤労者福祉資金融資制度を県の制度より0.2%低い金利で創設いたしました。しかしながら、本制度の利用状況は減少を続け、平成10年度は新規の利用実績がありませんでした。これは社会情勢が大きく変革する中、個人向け融資を取り巻く環境も、市中金融機関の個人向け各種ローンが整備されるなど変化していることに起因しているものと考えられます。

また、県協調ローンとして、労働金庫において本制度より利子等の面で有利な個人向け融資である長崎県生活資金貸付制度があることなどから、本制度の勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るという目的は、一定の役割を果たしたものと考え、平成11年3月31日付をもって廃止いたしました。

このような中、本制度融資の保証機関でありました長崎県勤労者信用基金協会につきましても、本制度の融資と同様、新規保証が減少し、平成13年10月31日付をもって解散いたしました。これは組織労働者のみの信用保証を従来行ってきた社団法人日本労働者信用基金が範囲を広げ、未組織労働者の信用保証を行うようになり、また、市中金融機関の個人向け融資に関しましても、おのおの

の系列保証会社で保証をするようになったことなどにより利用が減少したことによるものでございます。

議員ご指摘の勤労者福祉資金融資制度についてでございますが、さきに述べましたとおり、勤労者に対する融資は、長崎県生活資金貸付制度を初めとした融資制度が整備されてきており、十分に対応できるものと考えております。

本市といたしましては、今後とも勤労者を取り巻く経済状況を見守りつつ、県を初め関係機関と連携を図り、生活資金貸付制度の周知を含め、本市の勤労者福祉の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

水産農林部長（井上 功君） 4番目の漁業振興についての、まず1点目、有明海異変による橘湾への影響についてお答えいたします。

長崎市におけるつくり育てる漁業の拠点の一つであります橘湾は、島原半島の南端の早崎瀬戸を介して有明海と通じており、橘湾の潮流や水産資源などは、有明海とかかわりがあると考えております。

橘湾の全漁獲量につきましては、平成9年に諫早湾湾奥部で潮受堤防で閉め切られる直前の平成8年の1万7,089トンに対し、平成12年は1万6,275トンと5%減少しております。これは有明海や全国並びに長崎県の漁獲量が16%から38%と大幅な減少となっているのに比べ、減少率は低くなっております。

また、トラフグの漁獲量につきましては、長崎市の橘湾地区におきましては、3キログラムから4キログラムの大型のトラフグが減少しているのに対し、種苗放流の効果によると思われる300グラムから400グラムの小型のトラフグが増加していることが地元漁業者から報告がなされているところでございます。

次に、有明海及び橘湾の調査につきましては、長崎県において、有明海の漁業資源の回復対策へのデータを収集するための県単独事業である有明海漁場環境調査事業の調査範囲に橘湾を組み入れ、有明海において国が実施する調査事業と連携して、平成13年度から平成15年度までの3カ年にわたり調査を実施しております。

橘湾における県単独の調査事業は、各季節ごとに計4回実施されており、平成15年度までの3カ年計画で橘湾等の水産資源の回復に関するデータの収集と分析が行われる計画となっております。

長崎市といたしましては、この調査結果についての情報提供がインターネット等を通じ関係漁業者等へ速やかに行われるよう、県に引き続き要請するとともに、本市独自に取り組んでおりますヒラメ、クルマエビ、ガザミ等の大型種苗の放流や藻場の造成、海底清掃等の事業を引き続き実施し、漁場環境の整備・回復を基本とした漁業振興策を今後とも推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目の漁協に対する指導・監査のあり方についてお答えいたします。

漁協経営を取り巻く環境が厳しさを増す中において、とりわけ漁協信用事業につきましては、金融制度改革の一環として早期是正措置が導入されるなど、金融機関としての経営の健全性確保や透明性の高い漁協経営が求められているところであります。

このような中、昨年6月に明らかになった長崎市茂木漁協における利子補給補助金の運用問題につきましては、当該補助金の本来の趣旨・目的に反する極めて不適切な行為であり、長崎市の今後における漁業金融施策の推進に大きな問題を投げかける結果となり、ご迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。

長崎市におきましては、昨年7月上旬から8月下旬にかけ、長崎市補助金等交付規則の規定に基づき、茂木漁協への立入検査を3回にわたり実施し、問題の解明と漁協が流用した利子補給補助金の組合員等への返還について漁協を指導するとともに、再発防止のための改善策を検討・実施しております。

茂木漁協におきましては、昭和48年度から平成11年度の27年間において流用した本市利子補給補助金1億74万8,703円について、昨年12月5日から組合員等への支払いを開始しておりますが、本年3月31日現在の支払い実績は、支払い対象者413人に対し、支払い済みが389人、1億7万9,495円、支払い未済が24人、66万9,208円で、支払い計画に対し、人数で94.2%、金額で99.3%の進捗率となっております。

長崎市といたしましては、現在、支払い未済となっている24人の支払い対象者については、速やかに支払いが完了するよう、引き続き漁協を指導しているところでございますが、茂木漁協におきましては、支払い未済となっている24人の対象者への支払いに全力を傾注する一方、支払い対象者の不存在等の理由により、支払い未済が長期化しないよう債権・債務の時効などの法律的な問題について漁協の顧問弁護士等に相談を重ねていることを確認しております。

また、昭和46年度及び昭和47年度の2カ年間に交付されました本市利子補給補助金141万653円につきましては、個別明細が不明のため、漁協理事会等の正式な手続きを経て、本年4月1日に長崎市に全額が返還されております。

次に、再発防止のための改善策につきましては、今回、利子補給補助金交付事務の流れの中で、漁協における不適切な運用問題があったことから、漁業者と事務を代行する漁協との関係を明確にするための漁業者から漁協への委任状や交付事務の履行を確認する完了報告書の提出を義務づけるチェックシステムを導入いたしました。このうち、完了報告書の提出については、既に平成13年度分から実施しております。

また、利子補給補助金交付事務の漁協への定期的な検査につきましては、水産業協同組合法の規定により、県が行う常例検査への市職員の立ち会いを強化することとしております。平成13年7月以降の県の常例検査には、市職員の立ち会いを行い、適正な運用について指導を行っているところであります。

次に、海砂の採取につきましては、長崎県の条例に基づき、長崎市へ業者から公有産物採取許可申請書が提出されましたら、漁場環境の保全及び水産資源の維持増大の観点から、可能な限りの自粛と規制を要請する意見等を付して長崎県へ進達することにしており、この段階で申請数量を確認しております。また、長崎県からは後日、許可通知の写しが送付され、許可数量も確認しております。

議員ご指摘の海砂採取量の精査等につきましては、市補助金等交付規則等の検査対象とはなりません。経営内容の開示など透明性の高い漁協経

営が必要となっていることから、今後、県等へ指導強化をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

43番（山本誠一君） 再質問を行いたいと思います。

1つは、市長、この市町村合併に伴っての広域行政の見直し発言というのが、非常に周辺町村の方々については唐突に受けとめられて、かなりそういう不信感があらわに出されているという状況です。というのは、自主的に円滑な方向での市町村合併を模索している町村に対して、長崎市がこういう形のものを出したということについては、やはり恫喝されたという受けとめ方もされておる面もあります。

これはある町議の方が話しておられました、市町村合併をしなければ、国は地方交付税を削減するぞと、国から攻撃をされ、そして長崎市に合併をしなければ、消防も救急も火葬業務も一切、広域行政はストップさせるぞと、国からも、長崎市からも、こんな脅迫的な脅しを受けながら進められた市町村合併が本当に住民のためのそうした行政が将来保障されるのかと、こういう問題として、この問題は出されております。

そういう点で、私はこの問題は、今度の任意合併協議会で市長がどういう対応をしようとしておられるかわかりませんが、少なくとも自主的なそうした合併の気持ちを持っておられる町議会や町長さんにも非常に大きな不快感を与えたということは率直に指摘しておきたいというふうに思います。

それは任意合併協議会のときに、私どもがあのロビーにおったときに、各町の首長さんや議長さんがその問題の怒りをあらわしたことを率直にここで表明をし、市長が適切な対応をされることを強くここでは要請をしておきたいというふうに思います。

その点についてのご見解があれば、ひとつお聞かせいただきたいというふうに思います。

消費者金融の問題についてですが、この問題は非常に深刻な事態になっております。先ほども言いましたように、県内での県警の調査によっても402人に上る自殺者が出て、40代、50代、そしてそのトップは経済苦だと、3人に1人が、こうい

う形での自殺に追い込まれるというような異常な状態だというふうに思っております。破産件数も1,500件に上っておりますけれども、私は、全国的に見て、長崎のこの事態というのは非常に突出をしておるのではないかというふうに思っております。

そういう立場からの今後の消費者センターもできたわけですから、ここにおける十分な相談活動も保障されていくというような体制の強化の問題、ぜひひとつお願いをしておきたいというふうに思っております。

本日、サラ金クレジット全国協議会の方から連絡会のニュースをいただきましたが、本当に全国的にも大変だと、ある女性は、夫のギャンブルがもとで離婚をしたと、そして3年前に破産をした。しかし、子どもの私学への入学でお金が困っているときにダイレクトメールでの甘い誘いの手があって、これに飛びついてしまった。その結果、この問題で「指切ったろうか」「あほ、殺したろうか」と、こういう形での取り立てにノイローゼになって、このサラ金クレジットの相談に来て対応をしてもらっているという事態も出されているところです。

そういう点で、この問題については、今後、弁護士会や司法書士会、そして消費者センター、そして取り締まり部門である警察当局との緊密な連携を取って、被害者を死に至らしめるという事態はどんなことがあっても防止をしていかなければいけない。

これは4月24日の衆議院内閣委員会で我が党の佐々木憲昭衆議院議員が質問したのに対して、警察庁の黒澤正和生活安全局長が、このように答弁しております。「相談や届出があれば、犯罪等が明らかでないものであっても、刑罰、法令に仮に抵触しないものであっても、個々の事案に応じていろんな指導をしたり警告する。適切な措置を講じるよう第一線を指導する」というような形での答弁をせざるを得ないほど、全国的にも大きな問題になっておりますので、ぜひそうしたネットワークといいますか、連携プレーを取って対応を強めていただきたいというふうに思っております。

先ほど、もう借り手がなくなったから、長崎市の勤労者福祉資金は11年でやめてしまったんだと、

これはたしか、ここにおられる伊達木議員が商工課長のときにつくられて、そして随分多くの方々に歓迎をされた問題でもあったと、その後、一時、銀行ローンの融資が緩和されて、一定、個人融資のあれができるようになった。しかし、その後、これを廃止した後、どうなったか。銀行は、もう中小業者に対する貸し渋りだけではなくて、個人融資に対しても、こういう形で貸し渋りをやるということになってくると、サラ金やヤミ金融にしか門戸が開かれていないと、こういう深刻な事態ですので、この問題についての再開について、ぜひご検討をいただきたいということを述べたわけですので、ひとつご意見を賜っておきたいというふうに思います。

海砂問題ですが、これは非常に漁民の方が今、いろいろ調査をされて私も資料をいただいて、新たな疑惑として、これは重大な問題だなどというふうに思っております。これは昭和62年度から11年度にかけての部分しか現在、判明しておりませんが、既に40年代から11年度までに橘湾から採取された海砂は340万立方メートルというわけですから、東京ドームの3倍に当たる海砂があつた橘湾一帯から消えてしまったと、これが漁業破壊にどんなに大きな影響を及ぼしているかというのは明らかです。

そういう問題での再生の問題もあるわけですが、この資料を見てもみると、県の方に実際に申請をして許可をされた採取量が、全体で62年度から11年度までで174万8,758立方メートル。これに対して、実際、漁協に入ったお金は121万立方メートルに相当するものではないかと、金額はそのときそのときで立米当たり90円から100円、また、それよりも下ということがありますので、これを仮に100円といたしますと、この差は5,300万円に上る金額になります。これが昭和48年から340万立方メートルですから、約3分の1の砂の量がこの問題で他に使われておつたと仮にした場合は、1億円になんなんとする莫大な金額に匹敵する砂の採取量の行方が非常に不透明な状況になっている。

今日まで、この海砂の問題については、業者がここから採取する場合は漁協の同意を取ります。この同意書を取って、業者の許可申請が行われる。これは長崎市の土木部が進達をして、そして、そ

の段階で水産農林部として合議をして、できるだけ取らないようにという、この書類を添付して県に上げる。そして許可をされて、そして県の方で立米当たり約100円程度の砂の料金を取るわけですが、漁協に入ってくるお金も、長崎県に入ったお金もほぼ同じであるというふうに私どもは聞き及んでおります。

そういうことを前提とした場合に、先ほど言ったように、この十数年間だけでも5,000万円以上、当初からすると1億円になんなんとするこの莫大な金額は、一体、どこに消えていったのかという問題が派生をしまります。

この問題で水産農林部長にお尋ねをしたいと思っておりますが、水産農林部は、毎年、漁協の総会には出席しておられます。決算も見ておられます。その中で、漁協の海砂の採取量も報告をされます。そうすると、土木部に進達した許可業をチェックする機会は十分あったのではないかというふうに思いますが、その点について、どういう事態だったのか。その段階でもそのチェックがなされなかったのか、そういうものも含めて、今後の漁協に対する正しい指導監査のあり方の問題で市が立ち会うとともに、そして今、こうして起こっている重大問題については、やはり市としても、この問題についての十分な説明をする努力が必要だというふうに思いますが、あわせてこの点についてのご見解を賜りたいと思っております。

市長（伊藤一長君） 山本議員の再質問にお答えいたしたいと思っております。

市町村合併の件でございますけれども、先ほど本壇でもお答えいたしましたように、1市10町で長崎広域市町村圏協議会というものを設置いたしまして、30年経過するわけでございまして、消防の業務とか救急の業務とか火葬場の業務とか、一時は特別養護老人ホームの業務とかやっておりました。そういう点は、非常に1市10町で仲よくこれまで連携を取りながらやれてこれたのではないかなというふうに思いますが、市町村合併という形で新たな組み合わせになりますと、これは長崎広域市町村圏協議会だけではなくて、県内でもそうでありまして、全国的にもそうならざるを得ないわけですが、新たな組み合わせという形で、新たな行政区ができるわけですから、現在の

ものは一たん解散をして、新たな行政区の中で、どういうふうな広域圏ができるのかどうかという組み合わせに、これは当然、流れとしてはなってくるだろうということを順序として申し上げたわけでございますが、私が申し上げなくても、それぞれの首長さん方も、議会の代表の方々も、これは流れとしては、当然、わかる話でございますが、あえて私が申し上げたからどうだこうだということでは、ちょっと私はないんじゃないかなと、流れとしてはこうなりますよと、ですから、こういうことを視野に置きながら、どういう組み合わせがいいのか、一番の主役は住民でございますから、住民の方々、市民の方々と一緒に十分にお考えいただいた方がいいんじゃないですかという形ではないかなというふうに思います。

そういう過程の中で、唐突として言われたとか、どうだこうだと言われまして、ちょっと私の説明不足だったのかな、伊藤一長というのは非常に温厚な人間だと私は思っているわけですが、ちょっと説明不足で、そういう説明の仕方が足らなかったのかなというふうに思いますけれども、私としては、そんな無理な形で唐突として説明したという気持ちは、実はございません。こうなりますよと、ですから、このことを頭に置きながらしなくてはいいませんねということを、去年の10月の18日でございますが、それを含めて、その後の任意協議会の立ち上げの、これまで4回ございましたかね、そういうときに種々申し上げていることございまして、そんなに無理なことを無理な形で押しつけているとか、印象づけているとかということは、私はないんじゃないかなというふうに思います。

それと、これまでの協議会の中で幾つかのいろんな話をさせていただいておりますけれども、例えばごみ袋の指定・有料化を長崎市がこの2月から31年ぶりにスタートさせていただきましたと、これも実は市民の方々にお礼を申し上げているのは、これが本当に順調なスタートを切らせていただいたおかげで火葬場も長くもちますし、最終処分場も延命化できるんですよと、こういうこともある意味の、合併をしたときのそういうふうな形を、ある意味ではお互いに頑張らなくてはいけないなというふうな一つのあらわれではないかとい

う形で非常に感謝しておりますということなども含めて、いろんな形のお話を今までしておりますので、これからもさせていただきたいと思えます。

それと大事なことは、山本議員さんもよくご存じのように、今度の次回の第5回の任意協議会のときには、これまで4回目の会合も含めて、じゃ長崎市は、合併したときに、新しい行政区域の中で、どういうふうな運営を、合併したブロックも含めて、どういうふうに運営をするのかという形の青写真を出しなさいということでございますので、これは今、中身を関係の部局も全部入れまして精査しております。議員の問題がどうだ、職員の問題がどうだ、ごみの問題がどうだとか、介護保険の問題とか、あるいは公的料金の格差是正の激変緩和の問題がどうだとか、いろんな項目が全部ございますので、これを住民の方々にわかりやすく、ちゃんと長崎市の方針を出さなくては行けないと、これは大変な支出が伴うわけでございますけれども、これも精査しながら出させていただきたいという形で、基本的には、山本議員さんとちょっと異にしますが、無理な形で進めるつもりは私もございません。しかし、本当のことは本当のことで、きちんと数字も上げて、これからのシナリオも含めてちゃんと申し上げておかないと、長崎市は間違ったことを言っているじゃないか、出し方が遅かったじゃないかということでも含めた形の、今、資料の提供をさせていただいているところでございますので、この辺、ひとつ誤解のないように、よろしく願いさせていただきますと思います。

以上でございます。

商工部長（石崎喜仁君） 山本議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、未組織労働者のために作り出したこの制度でございますが、平成7年ごろをピークにしまして、融資の新規件数も減ってきております。そのほか、県の制度もございまして、私どもは、これを閉鎖することに至ったわけでございますが、今後とも、先ほど申

上げましたように、いろんな機会を通して、関係機関と連携を図りながら、県的生活資金貸付制度の周知等も含めて、勤労者の方に通知してまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

水産農林部長（井上 功君） 山本議員の再質問にお答えさせていただきます。

長崎市におきましては、漁協に対する検査について、長崎市補助金等交付規則の規定に基づく立入検査と、長崎県水産業協同組合検査規則の規定に基づく県で行う常例検査への立ち会いを行っております。

長崎市補助金等交付規則第20条の規定に基づく立入検査につきましては、補助金等に係る予算等の適正を期するために行う検査であり、本市の補助金等にかかわりのない海砂の採取の件について、漁協への検査を行うことはできないことになっております。

また、県の常例検査は、違法性の有無、会計の誤りの有無の確認を目的としたものでございますが、検査結果を集約した検査書の具体的な内容につきましては、協同組合検査規定により、市に対しても非開示ということになっております。

このようなことから、長崎市といたしましては、先ほどご答弁を申し上げましたように、県等への指導強化をお願いするという方法しかできないということでございますので、よろしく願いいたします。

43番（山本誠一君） 時間がなくなりましたが、海砂の採取というのは、行政の許可がなければ絶対に業者もだれも取ることはできない。その結果がいろいろ不透明な問題が起こっておれば、これは行政の手によって解明する以外にないというふうに思いますので、その解明をひとつ十分されることを強く要請して、私の質問を終わります。

副議長（松尾敬一君） 本日の市政一般質問はこの程度にとどめ、明7日午前10時から本会議を開き市政一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

= 散会 午後3時1分 =